令和８年（フ）第２００号
熊本市東区江津２丁目24番22号　コーポぶらたなす201
破産者　水浦　典子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２０４号
熊本市北区下硯川２丁目２番47号
破産者　濱田　恭平
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第２１６３号
札幌市東区北39条東１丁目４番１―406号
破産者　黒田　和誉
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８号
秋田市保戸野中町３番42―507号
破産者　有明　　一
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４４３号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字三島3537番地２
破産者　新井　友和
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第８２号
群馬県前橋市古市町一丁目21番地８　古市ハイツ　101号
破産者　川田　明夫
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第９３号
群馬県伊勢崎市南千木町5220番地３
破産者　寺内　拓司
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第７９号
静岡県浜松市中央区有玉南町1506番地の８　ブライトガーデン新Ｉ　202号、前住所山梨県甲斐市西八幡1114番地　レオパレス八幡201号
破産者　小林　啓訓
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８１号
山梨県甲府市下河原町１番16号の10
破産者　相川　　大
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８９号
山梨県笛吹市一宮町田中555番地２　コーポ桃園Ａ202
破産者　新江　栞里（旧姓伊藤）
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３０６５号
名古屋市瑞穂区井戸田町４丁目47番地の２
破産者　小出　隆弥
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６９３号
名古屋市中川区小本本町３丁目13番地　サンハニー小本本町Ｂ棟１号
破産者　太田　英樹
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７９８号
名古屋市中川区中島新町２丁目313番地
破産者　馬場　昌樹
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７４９号
大阪市東成区東小橋３丁目11番５号
破産者　小林圭こと　ＣＨＡＮＧ　ＫＹＵ　張圭
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１１０７号
大阪市西区南堀江４丁目７番１―225号
破産者　梶原　浩志
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１０８号
大阪市西区南堀江４丁目７番１―225号
破産者　梶原　和美
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３７５号
兵庫県姫路市大津区天神町２丁目44番地401、従前の住所愛媛県西予市明浜町高山甲3367番地
破産者　高橋美久こと　ＫＩＭ　ＭＩＫＯＯ　金　美久
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１３０号
兵庫県加古川市平岡町土山２番地の80　プレステージ明石西Ⅲ―204号
破産者　林　瑠依こと　ＬＥ　ＹＩＮＧ　樂瑩
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１４７号
兵庫県加古郡稲美町和田469番地の31
破産者　ＦＴトラストこと　藤井　哲郎
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部